



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年11月16日(金) 第9652号

## 目次

ページ

### 規 則

- 群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則(健康福祉課) 2

### 告 示

- 群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示(健康福祉課) 5
- 道路の区域変更(道路管理課) 7
- 道路の供用開始(同) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課) 7

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課) 8
- 土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課) 8
- 道路位置の指定(建築課) 10

### 落 札

- 落札者等の決定(会計課) 10

## ■規則

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十一月十六日

群馬県知事 大澤 正明

## 群馬県規則第六十七号

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則(平成二十年群馬県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「第七十八条の二第二項」の下に「又は第二項」を加え、「第七十八条第一項」を「第七十七条の二第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第七十八条の二第一項又は第二項の規定により支給給付費から法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第七十八条第一項に基づく徴収金の支払に充てる旨の申出を行うときは、別記様式第四十九号によるものとする。

別記様式第四十八号中

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支給給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」

を  
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支給給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の場合)

「に改め、「第78条の2第1項」の次に「又は第2項」を加え、「平成」を削り、「同様式を別記様式第四十九号とし、別記様式第四十七号の次に次の一様式を加える。」

別記様式第48号(規格A4)(第16条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の場合)

私は、  
年 月分からの支援給付金品(支援給付費(金銭給付されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の額のうち、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づき、毎月 円を 年 月 日付け費用決定通知による法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで支援給付金品から支払に充てるものとします。

福祉事務所長 あて

年 月 日

住所

氏名

印

2 1 附 則  
は、この規則は、公布の日から施行する。  
この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第四十八号による用紙  
は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

告示

◎群馬県告示第三百十四号

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十一月十六日

群馬県知事 大 野 正 明

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程の一部を改正する告示

群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程(平成二十七年群馬県告示第百二十六号)の一部を次のように改正する。  
別記様式第七号中

療養(治療)見込期間	概算見積額(初療時又は4か月目以降)
か月又は日間	1月目 円 2月目 円 3月目 円
往療が必要な場合その理由	

療養(治療)見込期間	概算見積額(初療時又は7か月目以降)
か月又は日間	1月目 円 2月目 円 3月目 円 4月目 円 5月目 円 6月目 円
往療が必要な場合その理由	

同意年月日	年 月 日	記載者
指定医療機関名		1 医師
所在地		2 施術者
医師氏名		

同意年月日	年 月 日
指定医療機関名	
所在地	

医師氏名	(施術に当たって注意すべき事項等があれば、記載してください。)(任意)
注意事項等	

- 「2 転帰(継続の場合)」欄は、3か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養(治療)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時(3か月を超えて療養を必要とする場合は4か月目以降)の療養(治療)見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 「医師同意」欄は、3か月を超えてあん摩・マッサージ(変形徒手矯正術の場合を除く。)又ははり・きゅうを必要とする場合、施術者が記載してても差し支えないこと。
- 5 ※印刷欄は、福祉事務所で記入するので、記載しないでください。
- 「2 転帰(継続の場合)」欄は、6か月を超えて施術を継続する場合に該当するものを○で囲むこと。
- 3 「療養(治療)見込期間」及び「概算見積額」欄は、初療時(6か月を超えて療養を必要とする場合は7か月目以降)の療養(治療)見込期間及び概算見積額を記載すること。
- 4 ※印刷欄は、福祉事務所で記入するので、記載しないでください。

⑤ 往療料加算(km)	円× 回= 円
-------------	---------

⑤ 往療料加算(km)	円× 回= 円
⑥ 施術報告書交付料(前回支給：年月分)	円× 回= 円

③ 往療料加算(km)	円× 回= 円
⑦ 合計金額	「+」⑤「+」⑥「+」⑦「+」⑧「+」⑨「+」⑩
⑧ ※⑧	「※⑧」
⑨ ※⑨	「※⑨」
⑩ ※⑩	「※⑩」

③ 往療料 加 算 ( km)	円× 回＝ 円 円× 回＝ 円
④ 施術報告書交付料 (前回支給： 年 月分)	円× 回＝ 円

合計金額」や「⑤ 合計金額」は、「③」を「③+④」は、「※⑤」を「※⑥」に、「※⑥」を「※⑦」は、「⑦」を「⑧」は、「④-⑤-⑥」を「⑤-⑥-⑦」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により交付され、又は提出されている書類は、改正後の群馬県生活保護医療扶助関係様式に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定により交付され、又は提出されたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規程の規定により作成されている用紙があるときは、改正後の規程の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

## ◎群馬県告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
一般国道	144号	吾妻郡嬭恋村大字大前字北村110番の1地先から同郡同村大字同字同102番の5地先まで	前	8.2～9.0	18.2
			後	10.4～11.4	18.2
		吾妻郡嬭恋村大字大前字北村102番の5地先から同郡同村大字同字同85番の1地先まで	前	8.6～66.6	210.6
			後	8.6～89.4	210.6

## ◎群馬県告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の日時
一般国道	120号	利根郡片品村大字須賀川字アゾウケ285番の8地先から同郡同村大字同字前田231番の1地先まで	平成30年11月17日 午後3時

## ◎群馬県告示第317号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定した。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

利根商地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱12号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

## 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	郡市	町村	大字	字	地番
1	利根郡	みなかみ町	月夜野	東原	946番
2	同	同	同	同	951番
3	同	同	同	同	952番
4	同	同	同	大額	604番1
5	同	同	同	東原	954番
6	同	同	同	大額	597番
7	同	同	同	同	596番
8	同	同	同	同	603番1
9	同	同	同	同	615番1地先道路敷
10	同	同	同	同	同
11	同	同	同	同	同
12	同	同	同	同	612番1

この関係書類は、群馬県県土整備部砂防課及び群馬県沼田土木事務所において縦覧に供する。

## ■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年11月5日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ビューティフルデイズ
- 3 代表者の氏名 後藤未奈子
- 4 主たる事務所の所在地 渋川市北橋町真壁1938番地7
- 5 定款に記載された目的 社会、経済の変化や価値観の多様化等を柔軟にとりいれた子育てを社会全体で支える場が必要である。労働施策等との連携も不可欠である。この法人は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業において、すべての子育て家庭への支援を整備していくことをはじめとし、障害者(児)その支援者、誰もが意欲と能力に応じて働くことが出来る社会を目指すことが最大の目的である。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明



土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
板倉台地	理 事	再 任	荻野廣	邑楽郡板倉町大字板倉1637番地1
	同	同	田口光徳	同 同 同 1692番地
	同	同	大杉崇	同 同 大字岩田甲1762番地
	同	新 任	小野清則	同 同 大字海老瀬2426番地1
	同	同	鈴木義次	同 同 大字板倉1411番地2
	同	同	奈良與一	同 同 同 1751番地1
	同	同	星野清人	同 同 同 2921番地2
	同	同	伊藤英治	同 同 同 4214番地5
	同	同	川野辺浅一	同 同 大字岩田924番地1
	同	同	延山宗一	同 同 同 2272番地
	同	同	打木竹二	同 同 大字靱谷1681番地
	同	同	飯島健市	同 同 同 2141番地
	同	同	山岸正之	同 同 大字内蔵新田25番地
	同	退 任	江田音吉	同 同 大字海老瀬2966番地
	同	同	根岸光市	同 同 大字板倉1384番地
	同	同	中里則親	同 同 同 1908番地
	同	同	川野辺昇	同 同 同 2579番地2
	同	同	今泉清一	同 同 同 2875番地
	同	同	古橋泰治	同 同 大字岩田2045番地1
	同	同	打木則幸	同 同 大字靱谷2099番地
	同	同	高際薫	同 同 同 2107番地
	同	同	小暮昇一	同 同 大字内蔵新田47番地1
	監 事	新 任	柏崎喜弘	同 同 大字板倉1714番地
	同	同	川野辺昇	同 同 同 2579番地2
	同	同	榎本和明	同 同 大字岩田2120番地
	同	退 任	鈴木敏雄	同 同 大字板倉1477番地
同	同	川野辺浅一	同 同 大字岩田924番地1	
同	同	延山宗一	同 同 同 2272番地	

利根加用水	理事	新任	江原稔之	同 千代田町大字下中森169番地
-------	----	----	------	------------------

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	指定に係る道路の種類	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員 メートル	指定番号 指定年月日
1	法第42条第1項第5号に規定する道路	北群馬郡吉岡町大字大久保3653-1	延長 幅員 35.00 4.60	群馬県指令前土第304-17号 平成30年10月22日
2	同	北群馬郡吉岡町大字下野田字藤塚18-1、20-1、20-2	延長 幅員 74.34 6.00	群馬県指令前土第304-18号 平成30年10月23日

## ■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年11月16日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 除雪ドーザ（11t級、車輪式、サイドスライドアングリングプラウ、スノーバケット付） 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年11月2日
- 4 落札者の名称及び所在地 コマツカスタマーサポート株式会社関越カンパニー群馬支店 群馬県前橋市上増田町904-14
- 5 落札金額 18,684,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年9月21日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111